

第3章 緊急時における情報連絡体制

1 緊急時における情報の流れ

市は、東京電力との安全協定に基づき、原子力発電所における異常事象の発生及び対応状況、事態の進展等に関する通報連絡を直接受けることとなっている。

また、緊急時には、国、県、東京電力並びに即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）の市町村等を専用回線で結ぶテレビ会議システムにより国の原子力災害対策本部からの指示等を即時に受けることができるほか、オフサイトセンター内に原子力災害現地対策本部を設置し、同センター内に設置される原子力災害合同対策協議会において、各関係機関の情報を相互に共有し、防護措置の実施等対応に当たる体制となっている。

図3-1 主な情報の流れ

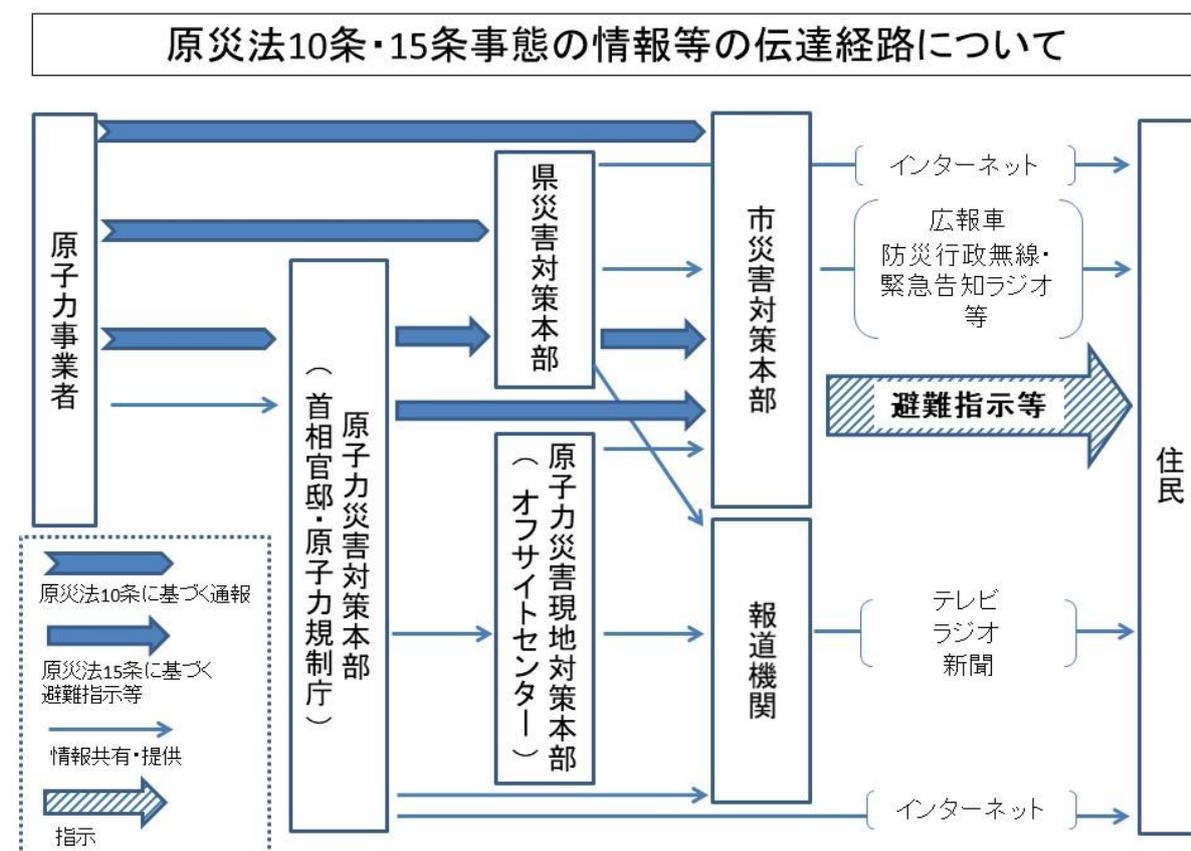
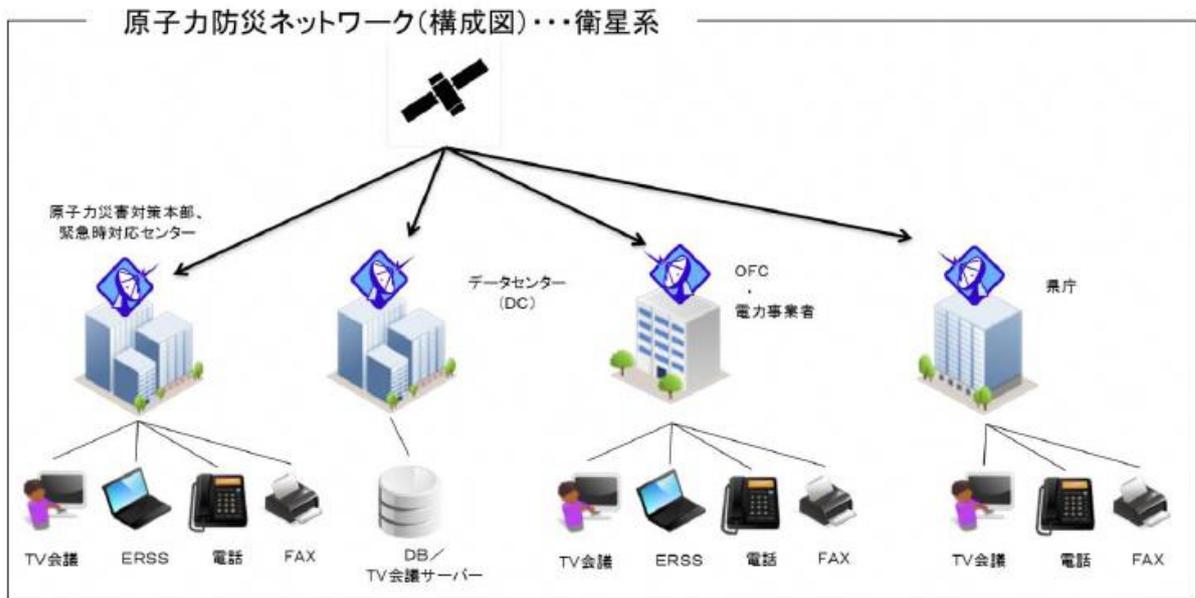
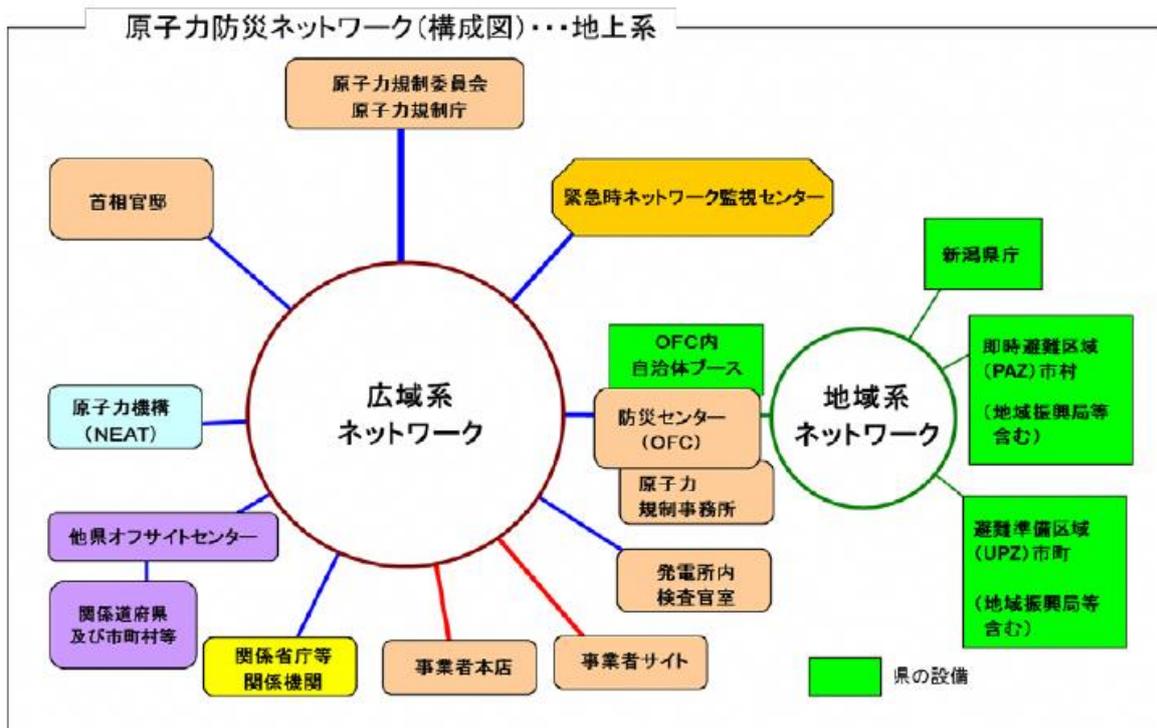


図3-2 国・県・原子力事業者等との情報伝達・共有体制(原子力防災ネットワーク)



(「新潟県原子力災害広域避難計画」から抜粋)

表3-1 事態区分における主な連絡内容

緊急事態区分	発信元	主な連絡内容
警戒事態 (AL)	東京電力	・警戒事態に該当する旨、発電所等の状況
	国	・国からの連絡事項
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域(PAZ)の対応状況
	県・0FC	・環境放射線モニタリング情報
	国・県・市町村	・即時避難区域(PAZ)圏内のSE要避難者の避難準備要請及びその状況 等
施設敷地緊急事態 (SE) 【原災法第10条事象】	東京電力	・施設敷地緊急事態に該当する旨、発電所等の状況
	国	・国からの連絡事項 ・緊急時モニタリング情報
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域(PAZ)の対応状況
	県・0FC	・緊急時モニタリング情報
	国・県・市町村	・即時避難区域(PAZ)圏内の避難準備要請及び安定ヨウ素剤の服用準備指示 ・即時避難区域(PAZ)圏内のSE要避難者の早期避難要請 ・避難準備区域(UPZ)圏内の屋内退避準備要請 等
全面緊急事態 (GE) 【原災法第15条事象】	東京電力	・全面緊急事態に該当する旨、発電所等の状況
	国	・緊急事態宣言発出の連絡、国からの連絡事項 ・緊急時モニタリング情報
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域(PAZ)の対応状況
	県・0FC	・緊急時モニタリング情報
	国・県・市町村	・即時避難区域(PAZ)圏内の避難指示及び安定ヨウ素剤の服用指示 ・避難準備区域(UPZ)圏内の屋内退避指示及び安定ヨウ素剤の服用準備指示 ・即時避難区域(PAZ)住民等の避難準備区域(UPZ)圏外への避難受入要請 等

※網掛けの情報が各事態における最初の情報となる。

(「新潟県原子力災害広域避難計画」から抜粋、柏崎市修正)

2 避難等指示の考え方

(1) 避難等指示の区域

避難等指示の区域は、地区コミュニティを単位とし、本章の原子力災害対策重点区域の範囲に基づくものとする。

(2) 避難等指示

市長は、国又は県から避難等の指示又は要請があったときには、国、県と連携し、避難等の指示をするものとする。

緊急を要するときには、国又は県からの指示等を待つことなく、避難等の指示をするものとする。

表 3-2 事態区分における主な避難等防護措置の概要

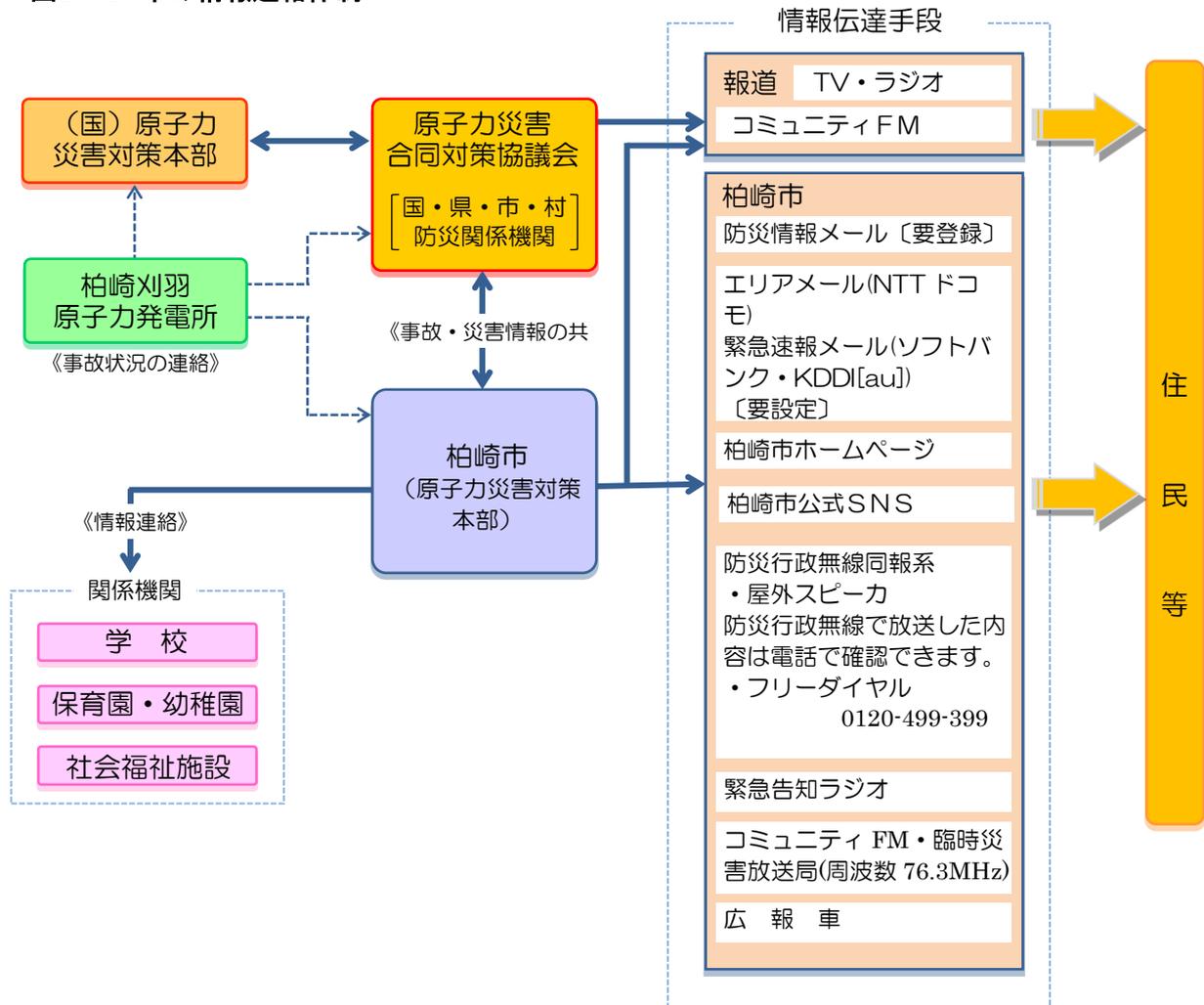
緊急事態区分	即時避難区域 (PAZ)	避難準備区域 (UPZ)
警戒事態 (AL)	<ul style="list-style-type: none"> ○住民等への注意喚起 ○市内全域に速やかな帰宅を要請 ○SE要避難者への避難準備を指示 ○学校・保育園等は保護者に児童生徒の迎えを要請し引渡す 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民等への注意喚起 ○市内全域に速やかな帰宅を要請 ○要配慮者等への屋内退避の準備を指示 ○学校・保育園等は保護者に児童生徒の迎えを要請し引渡す
施設敷地緊急事態 (SE)	<ul style="list-style-type: none"> ○住民等は避難準備 ○SE要避難者は避難実施 ○学校・保育園等に残った児童生徒は教職員の引率のもと避難実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民等は屋内退避準備 (早めの帰宅等) ○要配慮者等は屋内退避を実施 ○学校・保育園等は屋内退避保護者への児童生徒の引渡しを継続
全面緊急事態 (GE)	<ul style="list-style-type: none"> ○住民等は避難を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○屋内退避を実施。避難準備を行う。(原子力発電所の状況やPAZの避難状況を踏まえ、予防的避難を行うことも検討) ○学校・保育園等は屋内退避を継続保護者への児童生徒の引渡しは中止
防護措置の実施を判断する基準 (OIL)	<ul style="list-style-type: none"> ○住民等は避難を継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○500μSv/h を超える区域を特定し避難を実施 ○20μSv/h を超える区域を特定し飲食物摂取制限と共に1週間以内に一時移転を実施

※1 μ Sv/h=0.001mSv/h=0.00001 Sv/h

3 住民等への情報伝達体制

市は、原子力発電所からの事故等に関する情報や、国や県からの避難及び避難準備等に関する指示又は要請があったときは、住民等への広報や関係機関に対する連絡を速やかに行うものとする。

図3-3 市の情報連絡体制



4 住民等への広報

市は、原子力事故が発生した場合には、住民等が混乱せず、事故の状況に応じた適切な防護措置を実施できるよう、防災行政無線、緊急告知ラジオ、緊急速報メール・エリアメール、防災情報メール（要登録）、市ホームページ、柏崎市公式SNS、FM ピッカラ（周波数76.3Mhz）、広報車及び各報道機関を通じた情報発信など、多様な情報伝達手段を活用し、正確かつ分かりやすい内容で迅速に住民等に広報を行う。

また、市原子力災害対策本部の指示や要請等を、各地区自主防災会を通じて住民等に伝達するとともに、各地区の状況や要望等を本部に連絡する情報連絡員として、各地区コミュニティセンターに市職員（緊急時地区派遣隊）を派遣する。

(1) 広報のタイミング（例示）

- ・ 緊急事態区分等に至ったとき（警戒事態（AL）、施設敷地緊急事態（SE）、全面緊急事態（GE）等）
- ・ 特別の体制（原子力災害対策本部設置等）をとったとき
- ・ 事故や災害の状況等に大きな変化があったとき
- ・ 避難、屋内退避、避難準備等を指示するとき
- ・ 放射性物質が放出されたとき
- ・ 緊急時モニタリングの結果がまとまったとき

(2) 広報の内容（例示）

- ・ 事故等の状況
- ・ 市及び関係機関等の対応状況
- ・ 避難、屋内退避、避難準備の指示に関すること
- ・ 安定ヨウ素剤の配布、服用に関すること

(3) 広報における留意点

- ・ 定期的に繰り返し伝達する。
- ・ 要配慮者及び一時滞在者等に十分に配慮する。
- ・ 発信する情報は関係機関の間で共有に努め、相互にそごのないようにする。

図 3-4 地区コミュニティ等への情報伝達体制

